



長野県報

9 月 29 日(月)
令和 7 年
(2025 年)
第 646 号

目 次

規 則

長野県西駒郷管理規則等の一部を改正する規則（地域福祉課、障がい者支援課） 1

告 示

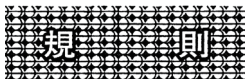
県・市町村職員派遣研修規程の一部改正（市町村課） 2

長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会） 2

公 告

県営土地改良事業変更計画概要書の縦覧（農地整備課） 3

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） 3



規 則

長野県西駒郷管理規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

令和 7 年 9 月 29 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第54号

長野県西駒郷管理規則等の一部を改正する規則

（長野県西駒郷管理規則の一部改正）

第 1 条 長野県西駒郷管理規則（昭和43年長野県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 5 条第19項、第21項及び第22項」を「第 5 条第20項、第22項及び第23項」に改める。

（長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則の一部改正）

第 2 条 長野県立総合リハビリテーションセンター管理規則（昭和49年長野県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表の便宜の供与の項中「第13項」を「第14項」に改める。

第 4 条第 2 号中「第 5 条第22項」を「第 5 条第23項」に改め、同条第 3 号中「第 5 条第19項」を「第 5 条第20項」に改める。

（長野県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第 3 条 長野県福祉のまちづくり条例施行規則（平成 7 年長野県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の(2) 社会福祉施設の項中「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第17項」を「同条第18項」に、「同条第27項」を「同条第28項」に、「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

地域福祉課
障がい者支援課